

薬生食輸発0107第4号
令和4年1月7日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和3年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(インド産とうがらし及びフェネルの種子のトリアゾホス、ケニア産コーヒー豆の2,4-ジクロロフェノキシ酢酸、マレーシア産ゆり科野菜(ネギ属の野菜で、にんにくとにらを掛け合わせたものに限る。)のクロルピリホス、パレスチナ(ヨルダン川西岸及びガザ)産アーモンド加工品のアフラトキシン、メキシコ産青とうがらしのプロピコナゾール並びにロシア産さけ・ますのマラカイトグリーン)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和4年1月4日付け薬生食輸発0104第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、インド産とうがらし及びフェネルの種子のトリアゾホス、ケニア産コーヒー豆の2,4-ジクロロフェノキシ酢酸並びにマレーシア産ゆり科野菜(ネギ属の野菜で、にんにくとにらを掛け合わせたものに限る。)のクロルピリホスについて、検査命令を解除したことから、令和3年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加する。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、パレスチナ(ヨルダン川西岸及びガザ)産アーモンド加工品のアフラトキシンについてモニタリング通知の別表第2から削除し、メキシコ産青とうがらしのプロピコナゾールについてモニタリング通知の別表第2及び別表第3から削除し、ロシア産さけ・ますのマラカイトグリーンについてモニタリング通知の別表第3から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

| 検査強化日 | 対象国・地域 | 対象品目 | 検査項目 | 製造者、製造所、輸出者及び包装者 |
|----------|--------|-------------------------|--------------|------------------|
| 令和4年1月7日 | インド | とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。) | 残留農薬(トリアゾホス) | |

| | | | | |
|--|-------|---|-----------------------|--|
| | | フェネルの種子及びその加工品（簡易な加工に限る。） | 残留農薬（トリアゾホス） | |
| | ケニア | コーヒー豆及びその加工品（簡易な加工に限る。） | 残留農薬（2,4-ジクロロフェノキシ酢酸） | |
| | マレーシア | ゆり科野菜（ネギ属の野菜で、にんにくとにらを掛け合わせたものに限る。）及びその加工品（簡易な加工に限る。） | 残留農薬（クロルピリホス） | |